

第 6 企 業 職 員 関 係

1 企業職員と給与条例

地方公営企業法第15条に規定する「地方公営企業の管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員（企業職員）」については、職務と責任の特殊性に基づき、その身分取扱いについては同法の適用を受け、そのなかで、給与については、給与決定の条例主義等について定めた地方公務員法第24条及び第25条の規定は適用しないこととされ、「給与の種類及び基準」のみを条例で定めて、その額及び支給方法については地方公営企業法に規定するところにより、当該企業の管理者の規程等によって定めることとされている。

地方公営企業法の適用を受ける企業の範囲については、同法第2条に規定されているところであるが、本県の場合、水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業及び地域整備事業が同法の全部の適用を受ける事業に該当し、企業局に勤務する職員が同法の身分取扱いに関する規定の適用を受けることとなる。

このことから、給与条例第24条においては、企業職員に支給する給与の種類として次に掲げる給与を定め、また、その額及び支給方法は、県の一般職員の額及び支給方法を基準とし、地方公営企業法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めなければならないこととしている。

- (1) 給料（給料の調整額を含む。）
- (2) 管理職手当
- (3) 初任給調整手当
- (4) 扶養手当
- (5) 地域手当
- (6) 住居手当
- (7) 通勤手当
- (8) 単身赴任手当
- (9) 特殊勤務手当
- (10) 特勤勤務手当（特勤勤務手当に準ずる手当を含む。）
- (11) 時間外勤務手当
- (12) 休日勤務手当
- (13) 夜間勤務手当
- (14) 宿日直手当
- (15) 管理職員特別勤務手当
- (16) 期末手当
- (17) 勤勉手当
- (18) 寒冷地手当
- (19) 災害派遣手当

2 企業職員の給与に関する具体的な定め

企業職員の給与に関する具体的な定めは、「企業職員給与規程（昭和49年宮城県企業局管理規程第6号）」（以下「企業局給与規程」という。）において行っている。

なお、企業職員の給与の取扱いについては、県の一般職員及び技能労務職員又は会計年度任用職員の例によることとしているほか、次の3及び4のとおりである。

地方公務員法

第57条

地方公営企業法

第15条

第36条

第38条

第39条

地方公営企業法

第2条

公営企業の設置等に関する条例第4条

条例第24条

企業局給与規程
第8条

3 給料関係

(1) 給料表

給料表は、企業職員を水質等の検査及び分析に従事する職員と、単純な労務に雇用される職員、高度の専門的な知識経験等を活用するため任期を定めて採用された職員、それ以外の職員に区分し、それぞれ次のように定めている。

- (i) 企業職給料表(一) 給与条例別表第1の行政職給料表を準用し、この表の適用職員の範囲を企業職給料表(二)から企業職給料表(四)までの適用を受ける職員以外の職員としている。
- (ii) 企業職給料表(二) 給与条例別表第5のロの医療職給料表(二)を準用している。
- (iii) 企業職給料表(三) 技能労務職員の給与に関する規程(昭和32年宮城県訓令甲第26号)別表第1の給料表を準用している。
- (iv) 企業職給料表(四) 任期付職員条例第4条の特定任期付職員給料表を準用している。
- (v) 会計年度任用職員給与条例第1条に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)については、(i)、(ii)又は(iii)の給料表を適用する。
- (vi) 任期付職員条例第2条の2及び同条例第2条の3の規定に基づいて採用された職員の給料月額、(i)の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- (vii) 任期付職員条例第2条の3の規定に基づいて採用された職員の給料月額は、(v)の規定にかかわらず、(v)に規定する給料月額に職員勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間(38時間45分)で除して得た数を乗じて得た額とする。

(2) 初任給、昇格、昇給等の基準

初任給、昇格、昇給等の基準については、給料表の適用される職員の区分に応じ、それぞれ県の一般職員及び技能労務職員又は会計年度任用職員の例によることとしている。

企業局給与規程
第2条

企業局給与規程
第3条

4 手当関係

(1) 管理職手当

管理職手当は、次の表に掲げる職にある企業職員に支給するものとしている。

組 織	職	区 分
本 局	局 長	一 種
	理 事	二 種
	技 監	
	副 局 長	三 種
	参 事 技 術 参 事 課 長	四 種
	専 門 監 局 副 参 事 局技術副参事	五 種
地 方 機 関	総括課長補佐 (管理者が定める者に限る。)	七 種
	所 長	四 種
	管理事務所長	六 種
	総括次長 (管 理者が定める 者に限る。)	七 種

企業職員給与規程
第5条

また、支給する額は上記の表の職を占める職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る上記の表の区分に応じ、それぞれ次の表に掲げるとおりとしている。

職務の級	区 分	管理職手当
10 級	一 種	139,300 円
9 級	一 種	130,300 円
	二 種	119,900 円
8 級	三 種	94,000 円
	四 種	84,600 円
7 級	四 種	79,700 円
	五 種	66,400 円
	六 種	53,100 円
	七 種	44,300 円
6 級	四 種	74,800 円
	五 種	62,300 円
	六 種	49,900 円
	七 種	41,600 円
5 級	五 種	59,500 円
	六 種	47,600 円
	七 種	39,700 円
4 級	六 種	44,400 円
	七 種	37,000 円

(2) 特殊勤務手当

企業職員に対して支給する特殊勤務手当の区分、支給される職員の範囲及び支給額は、次の表に掲げるとおりであり、その支給方法等は県の一般職員の例によるものとする。

企業局給与規程

第6条

特殊勤務手当の区分	支給される職員の範囲	支給額						
特殊現場等作業手当	(所属) 公営事業課、水道経営課、大崎広域水道事務所、仙南・仙塩広域水道事務所、中南部下水道事務所又は東部下水道事務所 (業務) 工事現場等において次に掲げる工事の測量、調査、監督、指示、試験又は検査の業務に従事した職員 1 地表又は水面からの高さ10m以上の建築工事、えん堤工事、橋りょう工事の現場その他墜落の危険性が特に著しい現場で企業局長が定めるもの 2 トンネルの掘削工事の現場 3 地表からの深さ10m以上の現場（企業局長が定めるものに限る。） 4 前各号以外の工事現場等で企業局長が認めるもの	業務に従事した日1日につき 350円						
用地買収等業務手当	(所属) 公営事業課、水道経営課、大崎広域水道事務所、仙南・仙塩広域水道事務所、中南部下水道事務所又は東部下水道事務所 (業務) 土地の取得等に伴う調査若しくは交渉又は事業の施行により生ずる損失の補償に伴う調査 若しくは交渉の業務（企業局長が定めるもの）	業務に従事した日1日につき 750円 （業務が夜間（午後5時15分から翌日午前8時30分までの間をいう。）に行われた場合には950円）						
有害物等取扱手当	(所属) 大崎広域水道事務所又は仙南・仙塩広域水道事務所 (業務) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）別表第1から別表第3までに規定する毒物 及び劇物（以下「毒劇物」という。）の発生を伴う業務又は毒劇物若しくは放射性物質を内蔵する 精密機器を用いて行う検査及び分析の業務に従事した職員	業務に従事した日1日につき 300円						
災害応急作業等手当	(所属) 大崎広域水道事務所、仙南・仙塩広域水道事務所、中南部下水道事務所又は東部下水道事務所 (業務) 次に掲げる作業に従事した職員 1 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条の規定に基づき居住者、滞在者その他の者が避難のための立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督その他局長が定める作業 2 前号に掲げるもののほか、企業局が管理する公共土木施設等で企業局長が定めるもの又はその周辺において異常な自然現象により重大な災	○ 1号の業務 作業に従事した日1日につき 910円 ○ 2号の業務 作業に従事した日1日につき次の表に定める額 <table border="1"> <tr> <th>作業の種類 職務の級</th><th>巡回監視</th><th>応急作業等</th></tr> <tr> <td>企業職給料表(一) 又は企業職給料表 (二) 4級以上の級</td><td>600円</td><td>910円</td></tr> </table>	作業の種類 職務の級	巡回監視	応急作業等	企業職給料表(一) 又は企業職給料表 (二) 4級以上の級	600円	910円
作業の種類 職務の級	巡回監視	応急作業等						
企業職給料表(一) 又は企業職給料表 (二) 4級以上の級	600円	910円						

	害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (企業局長が定める場合に限る。)に行う巡回監視又は応急作業等	企業職給料表(一) 又は企業職給料表 (二) 2 級、3 級	480 円	730 円
		企業職給料表(一) 1 級又は企業職給料表 (二) 1 級の 級及び企業職給料表(三)	350 円	530 円

○ 前2号の規定にかかわらず、次の場合における各号の手当の額は、次に掲げる額とする。ただし同一の日において(一)及び(二)に該当するときは(二)に定める額を各号の手当の額とする。

(一) 2号の作業が日没時から日出時までの間に

$$\frac{50}{100}$$
行われた場合に $\frac{50}{100}$ を加算した額

(二) 各号の作業が著しく危険である区域(企業局長が定めるものに限る。)で行われた場合に $\frac{100}{100}$ を加算した額

- (注) 1 災害応急作業等手当の支給される日には、特殊現場等作業手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる特殊現場等作業手当の額が、災害応急作業等手当の額を超えるときは、特殊現場等作業手当を支給し、災害応急作業等手当は支給しない。
- 2 所属の長は、企業局長が定めるところにより、特殊勤務手当台帳及び特殊勤務手当支給整理簿を作成し、保管しなければならない。

(3) 宿日直手当

宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次のように定めている。

- (i) 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び庁内の監視を目的とする勤務 4,200 円
- (ii) 浄水施設の運転監視・保守管理等を目的とする勤務 5,900 円

企業局給与規程
第7条

5 そ の 他

企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する具体的な定めは、「企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和49年宮城県企業局管理規程第5号）」（以下「企業局勤務時間等規程」という。）において行っている。

なお、企業職員の年次有給休暇の時季指定については、「第7 勤務時間その他の勤務条件」10（4）のとおりである。このほか、職員の勤務時間その他の勤務条件及び服務については、県の一般職員の例によることとしている。

企業局勤務時間等規程
第2条
第3条
第4条